

# 児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待防止法の制定(H12.11.20施行)

- ・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)
- ・住民の通告義務
- ・立入調査等における警察官の援助等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H16.10以降順次施行)

- ・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象)
- ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)
- ・市町村の役割の明確化(相談対応の明確化し虐待通告先に追加)
- ・要保護児童対策地域協議会の法定化
- ・司法関与の強化(強制入所措置、保護者指導)

平成17年

市町村児童家庭相談援助指針の策定(H17.4)等

- ・市町村児童家庭相談援助指針・要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の策定等

平成19年

児童相談所運営指針等の見直し(H19.1)

- ・安全確認に関する基本ルールの設定(48時間以内が望ましい)
- ・虐待通告の受付の基本を徹底
- ・きょうだい事例への対応を明確化
- ・すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォロー
- ・関係機関相互における情報共有の徹底(要保護児童対策地域協議会の運営強化)

平成20年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H19.6公布、H20.4施行)

- ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等

## 児童虐待防止対策の現状(1)

年 度	児童相談所数 (か所)	児童福祉司数 (人)	子どもを守る地域ネット ワーク(要保護児童対策 地域議会)等設置割合 (%)	児童相談所相談対応件数(件)	
				総数	うち児童虐待相 談対応件数
平成12年度	174 ( 1.00 )	1,313 ( 1.00 )	-	361,124(1.00)	17,725 (1.00)
平成13年度	175 ( 1.01 )	1,480 ( 1.13 )	15.6% ( 1.00 )	381,843(1.06)	23,274 (1.31)
平成14年度	180 ( 1.03 )	1,627 ( 1.24 )	21.7% ( 1.39 )	398,025(1.10)	23,738 (1.34)
平成15年度	182 ( 1.05 )	1,733 ( 1.32 )	30.1% ( 1.93 )	341,629(0.95)	26,569 (1.50)
平成16年度	182 ( 1.05 )	1,813 ( 1.38 )	39.8% ( 2.55 )	351,838(0.97)	33,408 (1.88)
平成17年度	187 ( 1.07 )	1,989 ( 1.51 )	51.0% ( 3.27 )	349,911(0.97)	34,472 (1.94)
平成18年度	191 ( 1.10 )	2,139 ( 1.63 )	69.0% ( 4.42 )	381,757(1.06)	37,323 (2.11)
平成19年度	196 ( 1.13 )	2,263 ( 1.72 )	84.1% ( 5.39 )	367,852(1.02)	40,639 (2.29)
平成20年度	197 ( 1.13 )	2,358 ( 1.80 )	94.1% ( 6.03 )	-	-

\* ( )内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)(なお、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合は、平成13年度を1.00とした指数(伸び率))

\* 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合については、平成17年度までは6月1日現在、平成18年以降は4月1日現在

## 児童虐待防止対策の現状(2)

年 度	立ち入り件数 (件)	一時保護件数 (委託も含む) (件)	強制入所措置のための家庭裁判所 への申立・承認件数		児童養護施設 *2	児童養護施設における 新規入所児童のうち、 虐待を受けたことのある 児童の割合 (%)
			請求件数 (件)	承認件数 (件)	入所定員(入所率) (人)	
平成12年度	96 (1.00)	6,168 (1.00)	127	87	33,803 (85.5%)	49.6%
平成13年度	194 (2.02)	7,652 (1.24)	134	99	33,660 (88.0%)	53.4%
平成14年度	184 (1.92)	8,369 (1.36)	117	87	33,651 (89.3%)	52.2%
平成15年度	249 (2.59)	7,857 (1.27)	140	105	33,474 (89.7%)	53.7%
平成16年度	287 (2.99)	8,427 (1.37)	186	147	33,485 (91.4%)	62.1%
平成17年度	243 (2.53)	9,043 (1.47)	176	147	33,676 (91.5%)	-
平成18年度	238 (2.48)	10,221 (1.66)	185	163	33,561 (91.7%)	-
平成19年度	199 (2.07)	10,562 (1.71)	235	182	33,917 (90.9%)	-

\* 1) ( )内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)

\* 2) 児童養護施設の入所定員・入所率は10月1日現在。

# 児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、平成19年4月国会に提出。同年5月、可決・成立(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。

## 1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

## 2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
  - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
  - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

## 3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

## 4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置の努力義務化など

# 平成21年度児童虐待防止対策関係予算案の主な内容

## 発生予防対策の推進

### 【孤立化防止】

- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
- ・養育支援訪問事業の推進
- ・地域子育て支援拠点事業の推進

### 【虐待防止に向けた機運の醸成】

- ・オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

## 早期発見・早期対応 体制の充実

### 【子どもを守る地域ネットワークの機能強化】

- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進

### 【児童相談所の機能強化】

- ・評価・検証委員会設置促進事業 [新規]
- ・一時保護所における心理職員の充実、教員等の配置の促進

### 【一時保護施設の充実】

- ・一時保護施設の環境改善

### 【子どもの心の問題等への対応】

- ・子どもの心の診療拠点病院の整備

## 自立に向けた 保護・支援対策の充実 (社会的養護体制の拡充)

### 【家族再統合に向けた取組の強化】

- ・保護者指導支援事業 [新規]

### 【家庭的養護の推進】

- ・ファミリーホームの推進、里親支援体制の充実
- ・小規模グループケアの推進

### 【入所している子どもへの支援の充実】

- ・乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

# 第1次報告から第4次報告までの子ども虐待による 死亡事例等の検証結果総括報告の概要

H20.6.17

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

## はじめに

痛ましい虐待による死亡事例が続いており、本委員会のこれまでの提言が十分に活用されていないことから、総括的分析を行うとともに今後の課題等を取りまとめた。

## 対 象

○ 第1次報告から第4次報告までの対象事例(※)247例(295人)。

※ 厚生労働省が都道府県(指定都市等含む)に対する調査により把握した平成15年7月1日から平成18年12月31日までの間に生じた児童虐待による死亡事例

## 分析方法

○ 247例について、「心中以外」の事例175例(192人)、「心中」(未遂を含む)の事例72例(103人)に分けて分析。

○ 上記のうちの15例及び死亡には至らなかったが重大事例である1例についてこれまで行われたヒアリング・個別検証の結果も改めて取りまとめ、これらを通して得られた特に強調すべき点についても取りまとめた。

## 事例の総合的分析

### 調査票による結果 - 「心中以外」の事例-

- 死亡した子どもは0歳児が約4割であり、低年齢に集中。
- 「望まない妊娠」、「母子健康手帳未発行」、「妊婦健診未受診」、「乳幼児健診未受診」に該当する者の割合が比較的高い傾向にあり、妊娠期・育児期に何らかの問題。
- 地域社会との接触が「ほとんどない」、「乏しい」の合計が約7割で推移しており、地域社会との接触に乏しい。
- 実母の「養育能力の低さ」、「育児不安」、「うつ状態」に該当する割合が高く(第3・4次報告では、「養育能力の低さ」約20~40%、「育児不安」約25%、「うつ状態」約15%)、実母に心理的・精神的問題等を抱える場合が多い。
- 児童相談所の関与事例は全体的には減少傾向(第1次報告:5割、第2次報告:約3割、第3次報告・第4次報告:約2割)。一方、関係機関と接点はあったが家庭への支援の必要はないと判断していた事例は増加傾向(第1次報告:約25%、第2次報告:約27%、第3次報告:約45%、第4次報告:約46%)。
- 地方自治体による検証が行われた事例は半数以下(第2次・第3次報告:約5割、第4次報告:約4割)。